社 会 福 祉 法 人 『 千 寿 会 』 定 款

第一章　【　総　則　】

（　目　的　）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームの経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）老人デイ・サービス事業の経営

（ロ）老人短期入所事業の経営

（ハ）老人居宅介護等事業の経営

（ニ）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（ホ）障害福祉サービス事業の経営

（ヘ）小規模多機能型居宅介護事業の経営

（ト）生活困難者に対する相談支援事業の経営

（　名　称　）

第２条　この法人は、社会福祉法人千寿会という。

（　経営の原則等　）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（　事務所の所在地　）

第４条　この法人の事務所を熊本県下益城郡美里町二和田字下原 1233 番地に置く。

第二章　【　評議員　】

（　評議員の定数　）

第５条　この法人には評議員７名以上９名以内を置く。

（　評議員の選任及び解任　）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、法人職員１名、外部委員３名の合計４名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の２名以上が出席し、かつ、外部委員の２名以上が賛成することを要する。

（　評議員の任期　）
第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
３　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

（　評議員の報酬等　）
第８条　評議員に対して、各年度の総額が 500,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章　【　評議員会　】
（　構　成　）
第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（　権　限　）
第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。
（1）理事及び監事の選任又は解任
（2）理事及び監事の報酬等の額
（3）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（4）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
（5）定款の変更
（6）残余財産の処分
（7）基本財産の処分
（8）社会福祉充実計画の承認
（9）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（　開　催　）
第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（　招　集　）
第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（　決　議　）
第１３条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（1）監事の解任
（2）定款の変更
（3）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（　議事録　）
第１４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに記名押印する。

第四章　【　役員及び職員　】
（　役員の定数　）
第１５条　この法人には、次の役員を置く。
（1）理事　６名以上８名以内
（2）監事　２名以内
２　理事のうち１名を理事長とする。
３　理事長以外の理事のうち、副理事長、常務理事を必要数おくことができることとする。
４　前項の副理事長、常務理事をもって社会福祉法第 45 条の 16 第２項第２号の業務執行理事とする。

（　役員の選任　）
第１６条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長及び業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

（　理事の職務及び権限　）
第１７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
３　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（　監事の職務及び権限　）
第１８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（　役員の任期　）
第１９条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　理事または監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（　役員の解任　）
第２０条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（2）心身の故障のため、職務の執行支障があり、又はこれに堪えないとき。

（　役員の報酬等　）
第２１条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（　職　員　）
第２２条　この法人に、職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章　【　理事会　】
（　構　成　）
第２３条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（　権　限　）
第２４条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（1）この法人の業務執行の決定
（2）理事の職務の執行の監督
（3）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（　招　集　）
第２５条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（　決　議　）
第２６条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（　議事録　）
第２７条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章　【　資産及び会計　】

（　資産の区分　）
第２８条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１）熊本県下益城郡美里町二和田字下原 1230 番２〔1,925.00㎡〕・1232 番〔222.00㎡〕1233 番〔1,492.00㎡〕・1241 番２〔576.74㎡〕・1242 番１〔918.20㎡〕・1244 番１〔909.37㎡〕・1247 番〔340.00㎡〕・1248 番〔186.00㎡〕・1249 番〔195.00㎡〕・1250 番〔150.00㎡〕・1251 番１〔1,819.00㎡〕・1252 番１〔175.00㎡〕・1253 番１〔222.79㎡〕・1264 番１〔108.00㎡〕・1265 番２〔130.00㎡〕・1265 番 4〔130.00㎡〕所在の特別養護老人ホーム「陽光園」他の敷地　合計面積 9,499.10㎡　筆数 16 筆
（２）熊本県下益城郡美里町二和田字下原 1233 番地・1244 番地 1・1230 番地 2・1242 番地１・1251 番地１・1241 番地２・1249 番地・1253 番地１・1252 番地１・1248 番地・1247 番地・1250 番地・1265 番地２所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・セメントかわら・スレートぶき渡廊下付３階建　特別養護老人ホーム「陽光園」の園舎　床面積 3,548.67㎡　附１．機械室・物置　鉄筋コンクリート・木造陸屋根・スレートぶき平家建　床面積 76.95㎡
（３）熊本県下益城郡美里町二和田字下原 1235 番地 1 所在の木造スレート葺平家建　グループホーム「ひだまり」の寄宿舎　床面積 299.53㎡
（４）熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間字皆本１５３番地１・１５４番地１・１５２番地１・１５２番地２所在の鉄骨造陸屋根２階建　特別養護老人ホーム「悠優かしま」の施設（特別養護老人ホーム事業の用に供する部分）　床面積 2,267.99㎡
（５）熊本県上益城郡御船町大字陣字植木原 2008 番地１〔928.85㎡〕所在のデイサービスセンター「悠優みふね」の敷地
（６）熊本県上益城郡御船町大字陣字植木原 2008 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ合板ぶき平屋建　デイサービスセンター「悠優みふね」床面積 240.00㎡
３　その他財産は基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
（１）熊本県下益城郡美里町二和田字下原 1263 番１〔746.00㎡〕の土地、熊本県下益城郡美里町二和田字下原 1241 番１〔806.00㎡〕・1241 番３〔231.88㎡〕所在のグループホーム「ひだまり」の敷地及び熊本県下益城郡美里町土喰字坂ノ下４番所在のコミュニティハウス「みんなの家」の敷地〔1,325.45㎡〕（ただし、小規模多機能型居宅介護事業の用に供する部分に限る）及び熊本県下益城郡美里町土喰字下村８２番２〔60.59㎡〕・83 番１〔397.96㎡〕所在の職員社宅の敷地　合計面積 3,567.88㎡　筆数６筆
（２）熊本県下益城郡美里町二和田字下原 1241 番地 1 所在の木造スレート葺２階建グループホーム「ひだまり」の介護サービス施設　床面積 281.47㎡
（３）熊本県下益城郡美里町土喰字坂ノ下４番地所在の木造瓦葺き渡廊下付２階建コミュニティハウス「みんなの家」（小規模多機能型居宅介護事業の用に供する部分）床面積 432.98㎡
（４）熊本県下益城郡美里町土喰８３番地１所在の木造セメントかわらぶき平家建・職員住

宅　床面積 64.07㎡

（5）熊本県上益城郡御船町大字陣字植木原１９９９番地１所在の造陸屋根２階建　コミュニティハウス「悠優みふね」（小規模多機能型居宅介護事業の用に供する部分および共用部分）　床面積 754.24㎡

（6）熊本県上益城郡御船町大字陣字植木原２００４番地４〔３９２.00㎡〕の土地

（7）熊本県上益城郡御船町大字小坂字下原2181 番地１〔561.00㎡〕の土地

（8）熊本県上益城郡御船町大字陣字植木原２００７番地２〔193.67㎡〕の土地

（9）熊本県上益城郡御船町大字陣字植木原２００７番地３〔205.70㎡〕の土地

（10）熊本県上益城郡御船町大字陣字植木原２００７番地２所在の木造ルーフィングぶき２階建寄宿舎　床面積 115.10㎡

（11）熊本県上益城郡御船町大字陣字植木原２００７番地３所在の木造ルーフィングぶき２階建寄宿舎　床面積 114.27㎡

４　公益事業用財産は、第 26 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とし、次の各号に掲げる財産とする。

（1）熊本県下益城郡美里町土喰字坂ノ下４番所在のコミュニティハウス「みんなの家」の敷地 1,325.45㎡　（ただし、有料老人ホーム事業の用に供する部分に限る）

（2）熊本県下益城郡美里町土喰字坂ノ下４番地所在の木造瓦葺き渡廊下付２階建コミュニティハウス「みんなの家」（有料老人ホーム事業の用に供する部分）　床面積　951.37㎡

（3）熊本県下益城郡美里町二和田字下原 1251 番地１所在の鉄筋コンクリート造・陸屋根・平家建　高齢者生活支援ハウス「太陽の丘」の養護所　床面積 503.87㎡

（4）熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間字皆本１５３番地１・１５４番地１・１５２番地１・１５２番地２所在の鉄骨造陸屋根２階建　コミュニティハウス「悠優かしま」（有料老人ホーム事業の用に供する部分）　床面積 1,291.08㎡

（5）熊本県上益城郡御船町大字陣字植木原１９９９番地１所在の造陸屋根２階建　コミュニティハウス「悠優みふね」（有料老人ホーム事業の用に供する部分）　床面積 1,173.92㎡

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（　基本財産の処分　）

第２９条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て熊本県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に揚げる場合には、熊本県知事の承認は必要としない。

（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（　資産の管理　）

第３０条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（　事業計画及び収支予算　）

第３１条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（　事業報告及び決算　）

第３２条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（6）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事並びに評議員の名簿

（3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（4）事業の概要等を記載した書類

（　会計年度　）

第３３条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（　会計処理の基準　）

第３４条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（　臨機の措置　）

第３５条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第七章　【　公益を目的とする事業　】

（　種　別　）

第３６条　この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること、並びに社会福祉の増進などを目的として、次の事業を行う。

（1）居宅介護支援の事業

（2）有料老人ホームの事業

（３）高齢者生活支援ハウスの事業
（４）訪問看護の事業
（５）喀痰吸引等研修の事業
（６）介護福祉士実務者養成研修の事業
（７）特定施設入居者生活介護の事業
（８）介護予防支援の事業
２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第八章　【　解　散　】

（　解　散　）
第３７条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（　残余財産の帰属　）
第３８条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章　【　定款の変更　】

（　定款の変更　）
第３９条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て熊本県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を熊本県知事に届け出なければならない。

第十章　【　公告の方法その他　】

（　公告の方法　）
第４０条　この法人の公告は、社会福祉法人千寿会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（　施行細則　）
第４１条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

［　附　則　］
この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	間部　一彰
理事	田代　仁男
理事	松浦　邦和
理事	大橋　敏信
理事	白石　敬司
理事	間部　倫章
理事	成瀬ハルミ
理事	山部　祐作
監事	河喜多維保
監事	田村　邦男

２　この定款は、令和　8　年　4　月　1　日から施行する。

定　款　細　則

定款の細則として次の事項を規定する。

第 24 条
（理事長の専決事項）
①「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
②職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
③債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
④設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
⑤建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
ア　日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
イ　施設設備の保守管理、物品の修理等
ウ　緊急を要する物品の購入等
尚、金額及び範囲については、経理規定の随意契約に準じるものとする
⑥基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
尚、取得等の範囲については、経理規定の随意契約に準じるものとする
⑦損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
尚、固定資産等の範囲については、経理規定の随意契約に準じるものとする
⑧予算上の予備費の支出
⑨入所者・利用者の日常の処遇に関すること
⑩入所者の預り金の日常の管理に関すること
⑪寄付金品の受入れに関する決定